

令和８年度 第１回 高槻市下水道等事業審議会 会議録

会議の名称	令和８年度 第１回 高槻市下水道等事業審議会
会議の開催日時	令和８年６月３０日（火）午前１０時から１１時０５分まで
会議の開催場所	高槻市役所 本館２階 全員協議会室
会議の公開	可
出席委員	岡崎 順子・尾崎 平・笠原 伸介・高尾 仁啓 高須賀 嘉章・田中 智泰・谷丸 幸子 計７人（欠席１人）
傍聴者	１人
会議の議題	１ 開会 ２ 挨拶 ３ 議事 （１）流域下水道中期計画等を踏まえた財政計画の見直しについて （２）総合雨水対策アクションプラン改訂の報告について ４ その他
配布資料	１ 審議会次第 ２ 審議会委員名簿 ３ 審議会配席図 ４ 資料１ 「令和８年度 第１回 高槻市下水道等事業審議会」 ５ 資料２ 「高槻市総合雨水対策アクションプランの中間見直しについて（概要版）」、「高槻市総合雨水対策アクションプラン（中間見直し）」
審議等の内容	別記のとおり
担当課	都市創造部 下水河川企画課

《別記》

【開会】

(開会を宣言)

(配布資料を確認)

(部長の挨拶)

(委員 8 名中 7 名の出席を確認し、審議会の成立を宣言)

(会長の挨拶)

【会議の公開】

(会長が傍聴希望者の有無を確認)

【審議】

<会長>

それでは、議事に入りたいと思います。議事（１）「流域下水道中期計画等を踏まえた財政計画の見直し」について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

(資料 1 「令和 8 年度 第 1 回 高槻市下水道等事業審議会」を説明)

<会長>

ただいま事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。

流域下水道維持管理負担金については、今後の物価上昇や賃金上昇を考慮し、非常に厳しい見通しを立てたということでした。加えて、汚水処理原価が 150 円を超えた分については、一般会計から繰り入れるという説明でしたが、それを踏まえても、令和 10 年の時点で収支改善を図る必要があるということです。

<委員>

3 ページのその他経費について、物価上昇率が 6%となっていて、国交省の労務単価上昇率と同様ということですが、消費者物価上昇率が 2、3%の現在に、前提条件として 6%で試算されるのはどうしてなのか、教えていただけますか。

<事務局>

今回、財政計画の試算を改めてやり直したところですが、一番大きい要因は流域下水道維持管理負担金の大幅な上昇です。流域下水道維持管理負担金については、大阪府から具体的な考え方が示されています。流域下水道維持管理負担金の主な構成要素は、委託部分とユーティリティ、つまり動力費関係、電気代の部分です。全体の約 7 割が委託関係、3 割が動力

費関係になります。委託については、主に労務単価の部分が大半を占めており、その伸び率は年平均で 6%程度を大阪府は見込んでいます。ユーティリティ、動力費関係、電気代については年伸び率が 10%程度であり、それぞれの費目の割合を掛けて算出すると、概ね 7%程度と示されています。そこから大阪府の努力分として 1%を減じ、6%の伸びと見積もられています。

こうした状況を踏まえると、本市の経費についても、費目はいろいろありますが、維持管理費の中で最も大きいのは流域下水道維持管理負担金です。他に大きいものとして、その他経費に属する委託料があります。大阪府と状況として似ているため、物価上昇率は一定程度 6%を見込むのが適切だと考えています。前は 2%程度の伸びとしていましたが、今回、大阪府が物価上昇率 6%を示したため、収支見通しを固めの数字で作り直し、この物価上昇率 6%を採用しました。

<会長>

一般の感覚では、どうしてこんなに高く設定しなければいけないのかと思いますが、実態としては大阪府が示しているということです。

<委員>

5 ページの基準内繰入金、150 円/m³を超える分流式下水道等に要する経費について、過去はどのような推移だったのか、わかるようでしたら教えていただきたいです。

最後の参考資料によると、この差額分が上乗せされて、先ほどの 6%で上昇するものを一部相殺しており、不足分については年間でプラス 5 億円ぐらい加える改善が必要ということだと思います。これは総務省の基準になっていると思いますので、将来的に物価が上がっていくと、150 円/m³という基準単価も上がっていくので、この薄いオレンジのラインがもっと低くなる可能性もあると思います。物価高 6%を安全めに見たときに、分流式下水道等に要する経費の基準単価が 150 円据え置きというのは危険があるような気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

<事務局>

5 ページの分流式下水道等に要する経費については、昭和 56 年 6 月 5 日付の「公共下水道事業繰出基準の運用について」で、汚水処理原価の一部について繰り出す経費として定められました。金額については、当時から 150 円/m³とされています。現在も 150 円/m³ですが、総務省で分流式下水道等に要する経費について、150 円/m³が妥当かどうか審議されているようですので、今後、基準単価が大幅に変わる可能性もあります。

先ほども少しご説明しましたが、物価上昇や労務単価等が6%で伸びている状況ですので、使用料で賄いきれない部分の基準が、この150円/m³で適切かどうかは、今後変わる可能性があります。

<会長>

経済状況が、これまで過去数十年間変わってこなかったところから、ここに来て急に変わり始め、新たな局面に入ってきています。昔に設定された150円/m³の基準額も、これから先、長期的に見ていくと見直されていく可能性もあると思いますので、引き続き注視して下さい。

<委員>

3ページの物価上昇率の設定について、今のところ委託業務で人手が確保できていないことがあるのかどうか、6%で固めに予想されていると思うのですが、逆にもっと高くしないと人が集まらない局面が来ると困るなと思っています。今のところ、委託の人員は問題なく確保できているのか、教えていただければと思います。

<事務局>

今のところ、委託先が見つからないということはございません。我々も発注する際には、国交省が示されている労務単価をもとに発注しております。国が示している労務単価の直近の上昇率でいくと、全職種で6%程度上がってきている状況です。

先ほどの大阪府の流域下水道維持管理負担金の処理場等運転管理の労務単価についても、処理場の委託料であるため、電工という工種の伸びも大体6%程度です。この程度の委託料を見ているため、委託先に困ることはありません。

また、大阪府は、これまで役務費ということで委託料のスライド条項を適用せず、3年等の契約の毎に階段状に上がるような設定をされていました。しかし、それでは委託業者にとって厳しいということもあり、毎年、委託料であってもスライド条項を適用するように大きく方針を変えられました。その影響も色濃く出ていると考えております。

<委員>

最後の参考資料のところで、収支改善案で約5億円程度必要ということですが、会社経営に置き換えますと、収支改善には支出を削減していくことが必要なのかなと思います。最終的に使用料を上げるというところは仕方ないと思うのですが、その際、今回流域下水道維持管理負担金が増えたから上げましょうという話になったと理解しております。

流域下水道維持管理負担金を減らすことができないのかということと、今、水道は減免で、

高槻市は基本料金が事業所も含めて負担がないと聞いております。そこら辺に関しても、下水も補助金関係で、何かしていただけないかなと思います。

<事務局>

まず流域下水道維持管理負担金についてですが、基本的には大阪府が当年度にかかる経費を予算化し、支出の予算を組みます。収入の予算は、構成市町村へ負担金として請求をかける分です。したがって、我々構成市町村はその予算に基づいた負担金請求へ支出しているところです。基本的には、この部分について我々が経費を削減することは非常に難しいところです。

ただ、昨日、大阪府と淀川右岸や安威川流域の構成市町村が集まって流域下水道経営懇話会が実施され、大阪府としても様々な努力をするとの説明がありました。具体的には、流域下水道維持管理負担金の構成要素に修繕があげられますが、大規模な修繕、例えばゲートの一部を取り替えることで耐用年数が延びるものについては、維持管理でありながら改築更新的な要素があるため、収益的支出ではなく資本的支出とすることで、維持管理費を抑えていくという説明がありました。このように、大阪府としても、極力、単年度の構成市町村の負担を減らそうと努力されているところです。

もう1点の下水道料金の減免については、現時点で具体的に固まっているわけではありませんので、そのあたりは今後、関係部局と調整の上で検討していく状況です。

<事務局>

補足しますと、流域下水道維持管理負担金についても、流域の方で、我々の最終処理場として運転していただいているため、焼却施設の最適化運転や、例えば次亜塩素酸ソーダ等の薬剤を各流域それぞれで買うのではなく、まとめて購入してスケールメリットを出すことによるコスト縮減や、処理場内の空いた土地の貸し付けやソーラーによる売電などによる収益確保等に努められています。ただ、年度にかかる維持管理負担金が請求されるため、なかなか我々がコントロールできないところです。

2点目の水道料金の減免については、今は激変緩和措置として基本料金を減免させていただいていますが、市民生活の状況、特に物価高騰で市民が困っている状況を踏まえ、そうした対策をしているところです。ただ、下水道料金については、まだそこまで考えている段階ではありませんので、今後そういったことも検討の一つとして考えていきたいと思っております。

<会長>

今ご質問された2つのうち、1つ目のご質問に関連する内容として、本日ご欠席の中嶋委員から事前に書面で質問が出されています。財源確保の点で、国や大阪府、周辺の自治体、関連部局と連携して検討する余地はないのかという質問です。

それに対して、先ほどの回答の中で、下水道の構成団体との協議の中でいろいろとやり取りがあり、その構成団体の負担軽減についても話がされているようですが、今ご説明いただいた以外に、我々構成団体にとって有利に働きそうな内容、またはその議論の内容について、何か紹介できるものがあればお話しいただければと思います。

<事務局>

これも昨日、流域下水道経営懇話会で話題として出たところですが、昨今の物価上昇のリスクという点で、現行のやり方は、先ほど少しご説明したとおり、原則としてかかった経費について大阪府から各構成市町村に請求がいく仕組みです。最終的に決算を行った後、精算という形でお金が返ってくるやり方になっています。

このため、単年度でお金がきっちり精算される一方、市町村側がそれを直接負担する形になります。いわゆる費用配分方式で今は行われていますが、話の中で出たのが、大阪府が1 m^3 あたりの単価を決定し、有収水量に応じて費用を負担するという、従量単価方式も検討してはどうかということでした。

これは大阪府内の別の流域の団体との話し合いの中で出てきた話であり、これを導入すると一定の将来推計が立てやすくなることや、大阪府側にも物価上昇リスクを織り込んだ形で、急激な物価上昇に対しても府が負担する形になるため、そうしたものも今後いろいろと検討していきたいというお話がありました。大阪府としても、ぜひそれを進めたいというわけではありませんが、各構成市町村の動向を見ながら検討を進めていきたいとのことでした。

<会長>

今の決め方は、高槻市に限らずどの自治体も振り回されるというか、大きく収支に影響が出てくるということです。それを改善する方向に進んでいくのか、この辺は今後どういう経緯になるのか見守っていく必要があると思います。

<会長>

他、いかがでしょうか。では、続いて議事(2)「総合雨水対策アクションプラン改訂の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(資料2「高槻市総合雨水対策アクションプランの中間見直しについて(概要版)」を説

明)

<会長>

ただいま事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。

<委員>

雨水対策関連というのは公費で賄えるところだと思います。先ほどのところ資料の4ページで、今期、令和8年度のところで、経常損益がマイナス2.5億円の予測に対して、現金預金残高が令和7年度と比べて、17.0億円から8.5億円に減っているというところで、かなり差があるのかなと思いました。雨水対策や設備投資が入るのでこういった差が出ているのか、または他の投資計画でこういった差が出ているのか、お聞きしたいです。

<事務局>

4ページの現金預金残高について補足しますと、令和7年度が17.0億円で、これは決算の数値です。令和8年度は大幅に半分になって8.5億円まで減っているのですが、要因は2つあります。

1つは、経常損益が令和8年度で2.5億円の赤字ということで、前年度比で6億円以上の減益となることです。その影響が1つあります。

もう1つは、令和8年度の残高を計算する際に、通常であれば未払金が一定発生しますが、支払いが3月末までに終わり、未払金が仮に発生しなかったという、やや固めの数字を使っているため、8.5億円という数字になっています。

この2つの要因で大幅に減っていますが、実際には未払金が毎年一定程度発生していますので、実際の残高はこれより上振れする可能性があります。

<委員>

これは報告ということですがけれども、意見としては、早く雨水管理総合計画の策定を進めてくださいということです。気候変動に適応するための整備水準ということで、令和2年にガイドラインが出されて、令和3年に改訂で提言が出されて、もう5年ぐらい経ちますので、気候変動適応の計画を早急に立てた方がいいのではないかなという意見です。

あわせて、先日のいわゆるダブル台風のときは、市内で浸水被害は特になかったのでしょうか。

<事務局>

先週末の雨についてですが、直接下水道の能力不足に起因する浸水被害はありませんでした。落ち葉などの詰まりによる道路冠水は何件かありましたが、施設の能力そのものに起因

する浸水はなかったということです。

<委員>

アメダスのデータを見ると、茨木は今回は時間最大 33.5 ミリという記録があつて、高槻市は 48.4 ミリですよね。10 年の計画降雨よりは弱かったと思いますが、10 分で見ると 19.5 ミリなどの記録が出ているので、そういう意味では流下能力的にも強い雨が短時間に降ったのだと思いますが、浸水はしていなかったということですね。

八尾の観測データや、メディアでもよく出ていた東大阪や大阪市生野区のマンホール吹き上げ、アスファルトがめくれたような事象があつたところを見ると、10 分 18.5 ミリや 16.5 ミリ、最大で 10 分 24 ミリなど、非常に強い雨が降っているので、総降雨量で見える場合、時間最大は少し平準化されても、30 分で見ると流下能力を超えるような雨が強く降ると、同様の被害も考えられると思います。大阪市は時間 60 ミリで、東大阪は多分寝屋川で 54 ミリだと思いますので、気候変動適応で 48 ミリを 1.1 倍したとしても 53 ミリぐらいだと思います。今回被害のあつた東大阪に比べても、整備水準によってはそこまでの雨への対応ではないと思われます。

ですので、計画規模の話と気候災害ということで、いわゆる L1、L1 ダッシュ、L2 の話があり、対象とする降雨が違うのですけれども、整備レベル水準を計画降雨として上げていただき、それに向けた対応をしていただくのは、今後必要かなと思います。

安満遺跡公園などの雨水貯留施設は、いわゆる内水氾濫を防ぐ上で非常に効果があると思いますので、継続してハード対策を進めていただく一方で、これだけ被害が増えているので、ソフト対策として、そうした整備計画を見直したということを市民に周知していただくと、内水氾濫に対する理解と防災意識が高まるかなと思います。あわせて広報していただければと思います。

<事務局>

非常に貴重なご意見だと思っております。気候変動の影響ですが、本市のみならず他市の状況を見ても、かなり雨が強くなっているところです。先週の雨について分析しているところですが、瞬間的に 48 ミリに想定している程度の雨が降っていたものの、それが長く続かなかったため、幸い今回の浸水被害は局所的なものに収まっています。したがって、今回の雨で流下能力や下水道能力を超えるようなものではなかったと考えており、安心しているわけでもなく、安心すべきものでもないと考えています。

高槻市は過去から農地が非常に多く、水路も多く整備されているため、そうしたものに助

けられている面があります。したがって、当面は既存水路の助けを借りながら、いずれ気候変動への対策、ご指摘の課題については、不足していると認識しており、引き続き検討を進めてまいります。

<会長>

実被害がなかったということは何よりです。ただ、下水道が持っている能力に対してどれぐらい機能したかというのは、例えば貯留率のようなもの、どれぐらいまでたまったかという情報はなかなか取れないのですか。例えば、先ほど雨水貯留施設のお話がありましたが、どれぐらい能力が使われているのでしょうか。

<事務局>

下水道管については、流れていくものなので、まとまったデータはありません。すぐにお示しできるものとして、令和3年度にこの程度たまったというところで、整備効果と課題の資料があります。このときに降った雨は時間雨量 56 ミリで、時間だけでなく瞬間的な雨も先週のものより少し強かったときです。

このときにたまった量としては、安満遺跡公園が 1,300 m³、高槻城公園が 700 m³で、およそ施設能力の 5%程度を使ったということです。したがって、雨水貯留施設としては、雨が計画しているものより弱かったこともありますが、まだ能力的には余裕があったということです。

<委員>

基礎的なことですが、浸水の 20cm とか 45 cm というのは、地面からの高さということでよろしいですね。そうすると、道路では 20 cm 浸水するとかなり大変ですが、住宅では大体 20 cm 以上上がっていると思いますので、実際には 20 cm 以上でも 45 cm まではいかない場合、そんなに被害は出ないと考えてよろしいでしょうか。

<事務局>

20 cm と 45 cm の根拠ですが、まず 45 cm は床上か床下かということで、45 cm 以上であれば、おそらく床上の浸水被害が生じているだろうということです。逆に 45 cm 以下であれば床下の浸水被害だということです。

20 cm については、おっしゃるとおり道路通行ができるか否かの基準で、乗用車のマフラーの高さなどを考えると、20 cm 以上浸水すると通行に支障が生じます。幹線道路で 20 cm を超えると、渋滞や交通機関に影響が及ぶため、指標として 20 cm と 45 cm を設けているということです。

<委員>

先だって雨が降ったときに、これまでの取組と今後の整備を見ると、安満遺跡公園は20,000m³、高槻城公園は5,650 m³です。これを見ると、高槻城公園の方がたくさん降ったのかなという印象です。同じようにJ R高槻駅北駅前広場は、どれぐらいあったのかも知りたいと思います。

<事務局>

それぞれの施設の貯留量についてですが、同じ雨水貯留施設でも雨水を取る機構が少し違ってきます。安満遺跡公園は、下水道管の能力を超えてくるようなところで取水することになっています。これに対して、高槻城公園は道路にあふれた水を取るということで、取水の機構が違うため、一律に比較することは難しいです。ただ、能力に対して高槻城公園の方がたまっていることから、この地区は道路冠水が特に多発していたところでもあり、水が取りやすかった地域を集中的かつ効率的に取れたと考えています。

J R高槻駅北駅前広場については、令和3年のときはまだ完成していなかったため、実際にどの程度貯留したのかという数字は取れていません。また、規模が小さい施設ですので、常時水位を測っている施設ではありません。今後は目視で確認していくことになると思いますが、その点も注視していきたいと考えています。

<委員>

課題のところ用地確保が困難と書かれていました。ただ、リスクが高いところが高槻中排水分区ということで、高槻市でいうと一番中心になる場所だと思います。ここが冠水すると市民生活にかなり影響があると思うのですが、今、J R高槻駅の南側が再開発されるという話と、高槻警察署の移転後に跡地が公園になる話もあると思いますが、そこら辺で雨水貯留施設を設置できないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

<事務局>

J R高槻駅の南側や警察署などについては、開発の際に雨水流出抑制施設の整備を、努力義務ではありますが、開発協議の中でお願いしています。

資料2のこれまでの取組と今後の整備のところ示す、公共施設13件、民間施設9件というのは、開発に伴って、その敷地の水を一時的にためて周囲に出さない流出抑制施設を設置してもらっているものです。学校では、校庭の改修の際に校庭貯留できるようなものにしたり、民間開発では浸透枳を複数設けて地中に浸透させ、雨水が地表面にあふれ出ないようにしていただいています。そうしたものについては、開発のときに協議を行い、協議が整え

ば施設が整備されていくと考えています。

ご指摘の警察署が新しくできる箇所やＪＲ高槻駅南の再開発が予定されている箇所については、増補管の排水エリアになりますので、この管が整備完了すれば、ある程度効果があるものと考えています。

<事務局>

補足しますと、高槻警察署跡の公園整備と高槻警察署については、すでに雨水流出抑制施設の整備が進められており、施設内の雨の流出を抑える手法について協議し、整備を進めていただいているところです。完成すれば、ここにある公共施設 13 件がさらに増えてくることになると思います。

また、ＪＲ高槻駅南側の再開発については、まだ具体的なプラン等は聞いていませんので、実際にどのような用地利用かを踏まえて、改めて協議していきます。

<委員>

高速道路が上牧、五領の辺りをずっと走っていますが、それに伴う排水、流域下水道のことは考えられているのですか。

<事務局>

高速道路についても、道路面で受けた水の排水先は協議しています。例えば、山を切ったりする山間部では、一旦調整池で受けて排水してもらうとか、金龍寺川の事例ですが、成合の辺りの排水の下流部の普通河川の断面が足りていないところがありますので、流下能力を満たす河川改修をして頂いた上で排水してもらうように協議しています。

ご指摘のとおり、高速道路建設に伴って増える排水量についてはきっちり流し切れるよう協議を行っていますし、流域下水道への接続の協議も行っていますので、新たな接続点が増えるとか、接続点の変更などがあっても適切に処理できるよう協議しています。

<委員>

淀川に向かって枚方の方に向かう部分についても、同じように協議ができていますのですか。

<事務局>

はい。

<委員>

雨水にかかるお金は一般会計から繰り入れされていると思うのですがけれども、今後、雨水対策でさらにお金がかかってきたときには、100%一般会計から繰り入れされると考えてよろしいのですか。

<事務局>

そのとおりでございます。ただし、物価が 6%上昇し続けるという前提では、分流式下水道等に要する経費、つまり汚水にかかる部分で一般会計からの繰入れも相当伸びてくる見込みです。そうなりますと、雨水に係るものはすべて一般会計からですが、その部分と、基準内の汚水事業についても負担することになると、一般会計の負担も大きくなってきます。今後は財務部局と引き続き協議していくことになると思います。

<委員>

まさにそれを心配しています。150 円/m³を超えるところは汚水分で基準内繰入金がもらえるということですが、ただ、一般会計からいくらでもお金が出せるわけではないと思います。そうなってきたときに、最初の議題に戻りますが、いつまでも繰入れをしてもらえることを前提にするのは、やはり危険かなと考えています。

ですので、新たな繰入れがもらえない場合には、どの程度使用料を変えなければいけないかという話も、今後していかなければいけないかなと思います。

<会長>

他、いかがでしょうか。それでは大体意見が出たようですので、これで終了したいと思います。それでは、最後に次第の 3、「その他」について事務局の方で何かございますでしょうか。

<事務局>

次回の審議会の日時についてご連絡させていただきます。今回は、9 月 17 日、木曜日、15 時からを予定しております。詳細につきましては、事務局から各委員の皆様にご連絡させていただく予定です。こちらからは、以上です。

<会長>

ありがとうございます。これで、予定されていた議事はすべて終了となります。円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、本日の会議録は事務局で作成いただき、内容の確認は委員の皆様にもお願いしたいと思います。完成した会議録は市のホームページ等で公開します。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

<事務局>

本日は、委員の皆様から多数のご意見ご質問をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、以上を持ちまして、令和 8 年度第 1 回高槻市下水道等事業審議会を閉会いたし

ます。

本日はありがとうございました。

【閉会】

(閉会を宣言)